## 議案第50号

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年6月4日提出

大口町長 鈴木雅博

## (提案理由)

この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年大口町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「居宅サービス事業者」を「指定居宅サービス事業者等」に改め、 同条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号 に規定する指定特定相談支援事業者」を加える。

第5条第1項中「(以下「介護支援専門員」という。)」を削る。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加え、「である」を「であり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第16条第9号ただし書中「ただし、」の次に「利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師等(主治の医師又は歯科医師をいう。以下同じ。)の意見を勘案して必要と認める場合その他の」を加え、同条中第27号を第30号とし、第20号から第26号までを3号ずつ繰り下げ、同条第19号中「主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- 第16条中第18号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。)を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出なければならない。

第16条中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同条第14号中「前号」を「第13号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。

第32条第2項第2号エ中「第16条第14号」を「第16条第15号」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条中第18号を第19号とし、同号の次に1号を加える改正規定(第18号を第19号とする部分を除く。)は、平成30年10月1日から施行する。

大口町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正新旧 対照表

新 旧

(基本方針)

第3条 略

2 略

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護 支援の提供に当たっては、利用者の意思及び 人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、 利用者に提供される指定居宅サービス等が特 定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者 等に不当に偏することのないよう、公正中立 に行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に 当たっては、町、地域包括支援センター、老 人福祉法(昭和38年法律第133号)第2 0条の7の2に規定する老人介護支援センタ 一、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護 予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律(平成17年法律第123号)第51 条の17第1項第1号に規定する指定特定相 談支援事業者、住民による自発的な活動によ るサービスを含めた地域における様々な取組 を行う者等との連携に努めなければならな

(従業者の員数)

に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業 所」という。) ごとに1以上の員数の指定居 宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員で あって常勤であるものを置かなければならな V10

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護

(基本方針)

第3条 略

2 略

- 支援の提供に当たっては、利用者の意思及び 人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、 利用者に提供される指定居宅サービス等が特 定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不 当に偏することのないよう、公正中立に行わ なければならない。
- 当たっては、町、地域包括支援センター、老 人福祉法(昭和38年法律第133号)第2 0条の7の2に規定する老人介護支援センタ 一、指定介護予防支援事業者、他の指定居宅 介護支援事業者、介護保険施設、住民による 自発的な活動によるサービスを含めた地域に おける様々な取組を行う者等との連携に努め なければならない。

(従業者の員数)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定 第5条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定 に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業 所」という。) ごとに1以上の員数の指定居 宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員で あって常勤であるもの(以下「介護支援専門 員」という。)を置かなければならない。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

旧

支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用 申込者又はその家族に対し、居宅サービス計 画が第3条に規定する基本方針及び利用者の 希望に基づき作成されるものであり、利用者 は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介す るよう求めることができること等につき説明 を行い、理解を得なければならない。

- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護 支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用 申込者又はその家族に対し、利用者につい て、病院又は診療所に入院する必要が生じた 場合には、当該利用者に係る介護支援専門員 の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝 えるよう求めなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又 はその家族からの申出があった場合には、第 1項の規定による文書の交付に代えて、第7 項で定めるところにより、当該利用申込者又 はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべ き重要事項を電子情報処理組織を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方法で あって次に掲げるもの(以下この条において 「電磁的方法」という。)により提供するこ とができる。この場合において、当該指定居 宅介護支援事業者は、当該文書を交付したも のとみなす。

(1) • (2) 略

# 5\_ 略

- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」と は、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電 子計算機と、利用申込者又はその家族の使用 に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し た電子情報処理組織をいう。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定 6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定 により第1項に規定する重要事項を提供しよ うとするときは、あらかじめ、当該利用申込

支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅 サービス計画が第3条に規定する基本方針及 び利用者の希望に基づき作成されるものであ <u>る</u>こと等につき説明を行い、理解を得なけれ ばならない。

- はその家族から申出があった場合には、第1 項の規定による文書の交付に代えて、第6項 で定めるところにより、当該利用申込者又は その家族の承諾を得て、当該文書に記すべき 重要事項を電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を使用する方法であ って次に掲げるもの(以下この条において 「電磁的方法」という。)により提供するこ とができる。この場合において、当該指定居 宅介護支援事業者は、当該文書を交付したも のとみなす。
- (1) (2) 略

### 4 略

- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」と は、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電 子計算機と、利用申込者又はその家族の使用 に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し た電子情報処理組織をいう。
- により第1項に規定する重要事項を提供しよ うとするときは、あらかじめ、当該利用申込 者又はその家族に対し、その用いる次に掲げ 者又はその家族に対し、その用いる次に掲げ

る電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又 は電磁的方法による承諾を得なければならな

- (1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居 宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) 略

#### 8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

|第16条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針||第16条 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 は、第3条に規定する基本方針及び前条に規 定する基本取扱方針に基づき、次に掲げると ころによるものとする。

### (1)~(8) 略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議 (介護支援専門員が居宅サービス計画の作 成のために、利用者及びその家族の参加を 基本としつつ、居宅サービス計画の原案に 位置付けた指定居宅サービス等の担当者 (以下この条において「担当者」とい う。)を招集して行う会議をいう。以下同 じ。) の開催により、利用者の状況等に関 する情報を担当者と共有するとともに、当 該居宅サービス計画の原案の内容につい て、担当者から、専門的な見地からの意見 を求めるものとする。ただし、利用者(末 期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状 況等により、主治の医師等(主治の医師又 は歯科医師をいう。以下同じ。)の意見を 勘案して必要と認める場合その他のやむを 得ない理由がある場合については、担当者 に対する照会等により意見を求めることが できるものとする。

#### (10)~(13) 略

(14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス 事業者等から利用者に係る情報の提供を受 けたときその他必要と認めるときは、利用 者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の 旧

る電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又 は電磁的方法による承諾を得なければならな 11

- (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居 宅介護支援事業者が使用するもの
- (2) 略

#### 7 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

は、第3条に規定する基本方針及び前条に規 定する基本取扱方針に基づき、次に掲げると ころによるものとする。

### (1)~(8) 略

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議 (介護支援専門員が居宅サービス計画の作 成のために、利用者及びその家族の参加を 基本としつつ、居宅サービス計画の原案に 位置付けた指定居宅サービス等の担当者 (以下この条において「担当者」とい う。)を招集して行う会議をいう。以下同 じ。)の開催により、利用者の状況等に関 する情報を担当者と共有するとともに、当 該居宅サービス計画の原案の内容につい て、担当者から、専門的な見地からの意見 を求めるものとする。ただし、やむを得な い理由がある場合については、担当者に対 する照会等により意見を求めることができ るものとする。

(10)~(13) 略

旧

心身又は生活の状況に係る情報のうち必要 と認めるものを、利用者の同意を得て主治 の医師等又は薬剤師に提供するものとす る。

(15) 介護支援専門員は、第13号に規定す る実施状況の把握(以下「モニタリング」 という。) に当たっては、利用者及びその 家族、指定居宅サービス事業者等との連絡 を継続的に行うこととし、特段の事情のな い限り、次に定めるところにより行わなけ ればならない。

ア・イ 省略

(16)~(19) 略

- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画 に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介 護(厚生労働大臣が定めるものに限る。以 下この号において同じ。)を位置付ける場 合にあっては、その利用の妥当性を検討 し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必 要な理由を記載するとともに、当該居宅サ ービス計画を町に届け出なければならな い。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看 護、通所リハビリテーション等の医療サー ビスの利用を希望している場合その他必要 な場合には、利用者の同意を得て主治の医 師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員 は、居宅サービス計画を作成した際には、 当該居宅サービス計画を主治の医師等に交 付しなければならない。

(23)  $\sim$  (30) 略

(記録の整備)

第32条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対す|2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対す

(14) 介護支援専門員は、前号に規定する実 施状況の把握(以下「モニタリング」とい う。) に当たっては、利用者及びその家 族、指定居宅サービス事業者等との連絡を 継続的に行うこととし、特段の事情のない 限り、次に定めるところにより行わなけれ ばならない。

ア・イ 省略

(15)~(18) 略

(19) 介護支援専門員は、利用者が訪問看 護、通所リハビリテーション等の医療サー ビスの利用を希望している場合その他必要 な場合には、利用者の同意を得て主治の医 師又は歯科医師(以下「主治の医師等」と いう。)の意見を求めなければならない。

(20)~(27) 略

(記録の整備)

第32条 略

る指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げ る指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げ

新	旧
る記録を整備し、その完結の日から5年間保	る記録を整備し、その完結の日から5年間保
存しなければならない。	存しなければならない。
(1) 略	(1) 略
(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記	(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記
載した居宅介護支援台帳	載した居宅介護支援台帳
ア〜ウ 略	ア~ウ 略
エ <u>第16条第15号</u> に規定するモニタリ	エ <u>第16条第14号</u> に規定するモニタリ
ングの結果の記録	ングの結果の記録
$(3) \sim (5)$ 略	(3)~(5) 略

# 改正要旨

### 1 改正の概要

- (1) 指定居宅介護支援事業者が、連携に努めなければならない機関として、障害福祉制度の相談機関を加えます。
- (2) 指定居宅介護支援事業者に対して、次のことを義務付けます。
  - ア 居宅サービス事業所を複数紹介するよう求めることができる等、利用者に 対して、指定居宅介護支援に関する説明をすること。
  - イ 利用者が入院したときに、入院先に担当ケアマネージャーの氏名等を伝えるよう求めること。
- (3) 担当ケアマネージャーに対して、次のことを義務付けます。
  - ア 利用者の同意を得て、利用者の服薬状況等について、主治の医師等に提供すること。
  - イ 居宅サービス計画に基準以上の訪問介護を位置付ける場合は、計画に必要 な理由を記載し、町に届け出ること。
  - ウ 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、居宅サービス計画を作成し、主治の医師等に提供すること。

### 2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、(3)のイについては、平成30年10月1日 から施行します。